

## 住吉区役所広報板へのポスター・チラシ等の掲出取扱い基準

### 1 目的

区政情報や市政情報など、区民に有益な情報を発信することにより、区民サービスの向上に寄与する。

### 2 掲出基準

住吉区役所広報板に掲出するポスター・チラシ等については、次の範囲のものとする。

#### (1) 区政情報（市政情報）に関するもの

- ① 区または市が実施する事業等
- ② 区または市が主催及び共催する事業等
- ③ 区または市が委託する事業等

#### (2) その他区長が必要と認めたもの

### 3 掲出できない広報物

- (1) 住吉区民を対象としていないもの
- (2) 営利的、宗教的又は政治的なもの
- (3) 人権侵害となる内容が含まれているもの
- (4) 法令又は公序・良俗に反するもの
- (5) 問合せ先（担当）が不明瞭なもの
- (6) 掲出期間が合わないもの
- (7) その他区長が適当でないと認めるもの

### 4 掲出物の優先順位

「大阪市住吉区広報板」へ掲出を希望する広報物が多数ある場合は、前記2の各項の順位を優先して掲出する。

### 5 広報板の運用管理

広報板の運用管理は、住吉区役所広報担当が行う。

### 6 その他

この基準に定めのない事項または疑義が生じた場合は、広報担当の判断に従うこと。

### 附 則

この基準は、平成25年10月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。(一部改正)